

# 「求人者マイページ」をより一層、採用選考に活用しませんか？

## (オンライン自主応募と応募書類マイページ登録のご案内)

「求人を出しても応募者が少ない」「もっと多くの方から問い合わせがほしい」というお悩みはありませんか？

求職者からの応募可能性を広げる方策の一つとして、ハローワークでは求人者マイページの「①オンライン自主応募」と「②応募書類のマイページからの登録」の機能をご案内しております（詳細は下記をご覧ください）。

これらは、求人ごとに設定する必要がありますが、マイページからいつでも追加・削除ができます。

また、後記リンク先の回答フォームでご利用の希望を回答いただければ、ハローワークで速やかに条件を追加いたしますので、活用をご検討ください。

### ①オンライン自主応募可・・・の求人設定

#### オンライン自主応募とは…

オンライン自主応募とは、求職者がハローワークを介さずにオンラインで直接応募する方法です。時間や場所にとらわれずオンラインで応募が可能のため、求人者側には、在職中の方などでハローワークに来所する時間がない方からの応募等が期待できます。

メリット

ハローワークを介さずに求職者が直接応募できるため、**応募者の増加が期待**できます。

注意！

ハローワークの職業紹介ではありませんので、**職業紹介を要件とする助成金（例：特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金）の対象となりません**。また、オンライン自主応募に伴って発生するトラブルは、原則、当事者同士で対応いただくこととなります。

#### オンライン自主応募を受け付けるには…

求人条件の設定時に「求人情報・事業所名の公開範囲」の項目で「オンライン自主応募を受け付ける」を選択します。

※オンライン自主応募を受け付けるには、公開希望を「1. 事業所名等を含む求人情報を公開する」または「2. ハローワークの求職者に限定し、事業所名等を含む求人情報を公開する」のどちらかにします。

#### オンライン自主応募があったときは…

求人者マイページに通知がありますので、応募者管理画面で詳細を確認してください。

「新規メッセージを作成」から、応募者の求職者マイページに直接メッセージを送信することもできます。

マイページアカウントに登録したメールアドレス宛にメールが届きます（件名：「【ハローワーク】応募通知（オンライン自主応募）」）ので、マイページにログインして到着メッセージから詳細を確認してください。

## ②応募書類のマイページからの登録・・・の求人設定

応募書類はマイページで受け取れます！

応募者が求職者マイページを開設している場合、応募書類（履歴書、職務経歴書等）はマイページを通じて応募と同時に提出することができます。提出された応募書類は求人者マイページから確認できます。

### メリット

- ・郵送にかかる時間・受取の確認が省略できる等、**選考をスムーズに進められます。**
- ・若年求職者を中心に「**応募書類を郵送するのは不便**」との声もあり、**応募者にとっても便利な機能**です。また、メールよりセキュリティ面の心配や誤送信のリスクが少ない方法です。

応募書類をマイページで受け取るには…

求人条件の設定時に「応募書類等」の項目で「求職者マイページからの登録」を選択します。



### 送付方法

郵送、Eメール、その他から1つ以上は必ず選択してください。

郵送  Eメール  その他

### 求職者マイページからの登録（任意）

求職者マイページからの登録

その他の送付方法 全角10文字以内

持参（2F庶務課）

※「求職者マイページからの登録」を可能としても、受取方法をマイページに限定するものではありません。郵送やEメールでの受取と併せて設定することができます。

応募書類が提出されたときは…

求人に応募があったときはマイページにメッセージが届き、「応募者管理へ進む」から応募者の情報が確認できます。マイページで応募書類が提出された場合、「添付ファイル」の項目にファイルの添付があります。

※応募者がマイページで応募書類を登録していない場合、「添付ファイル」の項目は表示されません。郵送・持参等で提出される応募書類を確認してください。

志望動機	
在留資格等	在留資格 - 公認資格（消下付） - 異国の先住民の帰化 -
備考	
添付ファイル	応募書類添付 <a href="#">履歴書</a> 添付ファイルは選考結果が登録された時点または求職者からの応募取り消しがあった時点または求人無効の翌々月末日を過ぎた時点で確認ができなくなります。
問い合わせ先	千歳公共職業安定所

応募書類等  
**履歴書**

添付ファイル

添付ファイルは選考結果が登録された時点または求職者からの応募取り消しがあった時点または求人無効の翌々月末日を過ぎた時点で確認ができなくなります。

## ③マイページ活用をご希望の事業主様へ

現在有効中の求人について、「オンライン自主応募」または「応募書類のマイページからの登録」の可否の変更をご希望の事業主様は以下のリンク先の回答フォームでご希望の条件を選択してご回答ください。ご希望に合わせてハローワークで求人条件を変更します。

※求人条件の変更はマイページの「求人条件の編集」からでも可能です。

[https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou01/chitose\\_mp\\_research](https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou01/chitose_mp_research)

